

健生発 0731 第 9 号
令和 8 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」
の改訂について

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）において、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報を、都道府県知事に届け出ることとなっている。届出対象情報を基に全国がん登録データベースに記録された情報について、厚生労働大臣、国立研究開発法人国立がん研究センター及び都道府県知事は、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの匿名化された情報を提供することができることとされている。また、提供を受けた情報の適切な利用や、全国がん登録情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理が求められている。

これまで、情報の利用に当たって必要な事項については「全国がん登録 利用マニュアル 第 2 版」（以下「旧利用マニュアル」という。）、情報の提供に当たっては「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 6 版」（以下「旧提供マニュアル」という。）に基づき、情報の利用及び提供が実施されているところである。

今般、法第 20 条の規定により提供される生存確認情報の取扱いに対する対応の変更を行ったので、別添のとおり、旧利用マニュアルを「全国がん登録 利用マニュアル 第 3 版」（以下「新利用マニュアル」という。）、旧提供マニュアルを「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 7 版」（以下「新提供マニュアル」という。）へ改訂したので、送付する。併せて、各種旧マニュアルと各種新マニュアルの改訂前後を比較した新旧対照表を作成したので、送付する。

貴職におかれては、法及び上記 2 点の各種新マニュアルに基づき、適切な取扱いについて遺漏なきを期されたい。併せて、管内の市町村、病院等その他のがん登録情報を利用する者へ、各種新マニュアルを周知いただき、適切な届出及び利用を推進されたい。なお、貴管内の病院等に対しては、別添事務連絡を用いて周知をお願いする。

また、改訂の内容については、第 36 回厚生科学審議会全国がん登録部会（令和 8 年 6 月

12 日) の資料 1 においてもお示ししているので、併せて参照されたい。

本通知の発出に伴い、以下の通知で発出されたマニュアルのうち、旧利用マニュアル及び旧提供マニュアルは廃止する。

○ 令和 8 年 4 月 1 日付け健生発 0331 第 32 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知
「全国がん登録 届出マニュアル」、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」の改訂について

(参考) 第 36 回厚生科学審議会がん登録部会 (資料)

<URL> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73800.html

- ・新利用マニュアルの URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001732031.pdf>
- ・新提供マニュアルの URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001732037.pdf>

以上